

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成についての支援及び調整</p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、<u>屋内退避及び避難誘導計画の作成</u>について支援するものとする。</p> <p>① P A Z 内避難計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、<u>原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</u></p> <p>② U P Z 内避難計画に係る考え方 予防的防護措置を準備する区域（P A Z）の住民避難が先行して行われるため、<u>その田舎な避難を実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき、広く広域避難計画を策定するものとする。</u></p> <p>③ 共通的な事項に係る考え方 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との市町村の間の調整を図るものとする。 なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p>	<p>第13節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援</p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、<u>避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）の作成</u>について以下を踏まえて支援するものとする。</p> <p>① P A Z 内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、<u>施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）では P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者）のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であつて、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要なる者をいう。以下同じ。）の避難、全面緊急事態（General Emergency）では P A Z 内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</u></p> <p>② U P Z 内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでの間は、<u>屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあつては、先行して行われる P A Z 内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。</u></p> <p>③ 共通的な事項に係る考え方 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外（U P Z 外）とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。 なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>関係市町は、<u>避難や屋内退避等を実施する場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に避難等に係る計画を定めておくものとする。</u></p> <p>① 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項 イ 人口 ロ 地区の連絡責任者</p>	<p>・ 文章との整合</p> <p>・ 項見出しを追加</p> <p>・ 記載の適正化 ・ 定義を追加 ・ 記載の適正化</p> <p>・ 原子力災害対策指針の反映 ・ 意見 No.84 反映</p> <p>・ 記載の適正化 ・ 意見 No.205 反映 ・ 原子力災害対策指針の反映 ・ 記載位置の変更</p> <p>・ 意見 No.151 反映</p> <p>・ 第3章より移動</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 避難場所等の整備についての助言</p> <p>(1) 避難場所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難場所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>避難場所の確保に当っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係市町と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>県及び関係市町は、必要に応じて大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備</p>	<p>ハ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）</p> <p>ニ 移送を要する推定人員</p> <p>ホ その他必要な事項</p> <p>②広域避難等のために定めておく事項</p> <p>イ 避難所・避難場所、集合同所等</p> <p>ロ 避難経路及び避難方法</p> <p>ハ その他必要な事項</p> <p>2 避難場所等の整備についての助言</p> <p>(1) 避難場所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難場所・避難場所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>避難場所・避難場所等の確保に当っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係市町と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>(4) 避難等に係る手順の整備</p> <p>県及び関係市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の簡素化</p> <p>・意見No.145,189反映</p> <p>・文章との整合</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に關し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に關し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に關する施設等の整備</p> <p>県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p> <p>県及び関係市町は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報への機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県及び関係市町は、避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備を進めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1) 県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組みものとする。</p>	<p>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に關し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に關し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に關する施設等の整備</p> <p>県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p> <p>県及び関係市町は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県及び関係市町は、避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備を進めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組みものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>(1) 県は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>② 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p>	<p>① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・原子力災害対策指針の反映</li> <li>・意見No.145,189反映</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・原子力災害対策指針の反映</li> <li>・意見No.85反映</li> <li>・意見No.85反映</li> <li>・意見No.85反映</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤ 市町村に対し、災害時要援護者避難支援プラン等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めしておくものとする。</p> <p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備についての助言</p> <p>学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言</p> <p>県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの催告又は指示等を</p>	<p>④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤ 市町村に対し、<u>避難行動要支援者の避難支援プラン</u>等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めしておくものとする。</p> <p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における<u>避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等</u>についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難<u>等</u>計画の整備についての助言</p> <p>学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<u>避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等</u>についての避難等計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設における避難等計画の整備</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言</p> <p>県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの催告又は指示等を</p>	<p>・意見 No.85 反映</p> <p>・意見 No.146 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</p> <p>県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9 避難所・避難方法等の周知についての助言</p> <p>県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、<u>特定事象及び警戒事象等発生後の経過</u>に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1 飲食物の<u>摂取制限</u>に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<u>摂取制限</u>に関する体制をあらかじめ定めおくものとする。</p> <p>2 飲食物の<u>摂取制限</u>等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の<u>摂取制限</u>等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めおくよう助言するものとする。</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の<u>移送体制</u>の整備</p>	<p>行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。</p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</p> <p>県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9 避難所・避難方法等の周知についての助言</p> <p>県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング、<u>安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法</u>（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、<u>家庭動物との同行避難</u>等を含む。）、<u>屋内退避の方法</u>等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、<u>警戒事象及び施設敷地緊急事態等発生後の経過</u>に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1 飲食物の<u>出荷制限</u>、<u>摂取制限</u>に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<u>出荷制限</u>、<u>摂取制限</u>に関する体制をあらかじめ定めおくものとする。</p> <p>2 飲食物の<u>出荷制限</u>、<u>摂取制限</u>等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の<u>出荷制限</u>、<u>摂取制限</u>等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めおくよう助言するものとする。</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の<u>輸送体制</u>の整備</p>	<p>・緊急時配布の周知について追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・緊急事態区分の記載に変更</p> <p>・意見 No.150 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.146 反映</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めしておくものとする。</p>	<p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めしておくものとする。</p>	<p>・意見No.146 反映</p>
<p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p>	<p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p>	
<p>(1) 輸送拠点等の把握</p>	<p>(1) 輸送拠点等の把握</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、関係機関と協議し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図る周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、<u>緊急時における輸送機能の確保を図るものとする</u>。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p>	
<p>(2) 道路交通管理体制の整備等</p>	<p>(2) 道路交通管理体制の整備等</p>	
<p>県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p>	<p>県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結<u>及び内容の見直し等</u>に努めるものとする。</p>	<p>・意見No.33 反映</p>
<p>(3) 広域的な交通管理体制の整備</p>	<p>(3) 広域的な交通管理体制の整備</p>	
<p>県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていただくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていただくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p>	
<p>(4) 運転者のとるべき措置についての周知</p>	<p>(4) 運転者のとるべき措置についての周知</p>	
<p>県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置について周知を図るものとする。</p>	<p>県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置について周知を図るものとする。</p>	
<p>(5) 道路管理の充実</p>	<p>(5) 道路管理の充実</p>	
<p>県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p>	<p>県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p>	
<p>(6) 臨時ヘリポート等</p>	<p>(6) 臨時ヘリポート等</p>	
<p>県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する</p>	<p>県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>とともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 運送事業者等との連携</p> <p>県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 緊急通行車両標準事前届出制度の普及の推進</p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標準交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標準を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町等と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町等に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 消火活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から関係市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、関係市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>3 救助・救急機能の強化</p>	<p>とともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 運送事業者等との連携</p> <p>県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 緊急通行車両標準事前届出制度の普及の推進</p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標準交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標準を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町等と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町等に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 消火活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から所在市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、所在市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>3 救助・救急機能の強化</p>	<p>・施設周辺に係る消火活動であることを明確化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急機能の強化を図ることについて、関係市町に対し助言するものとする。</p> <p><b>第17節 緊急時医療体制等の整備</b></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、緊急被ばく医療（以下「緊急時医療」という。）活動実施要領等の策定、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、被ばく、汚染をともなう可能性のある負傷者が発生した場合、その他の社会的影響等を考慮し、県において必要と認められた場合に限り）に対処できるように同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1 緊急時医療活動実施要領等の策定</p> <p>県は、国が定める指針に基づき、緊急時医療活動実施要領等を策定するものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材等の整備</p> <p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p> <p>緊急時医療設備等の整備状況（資料2-10-1）参照</p> <p>(2) 資料の収集、整理</p> <p>県は、緊急時医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。</p> <p>3 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所を中心とした緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定められておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>4 緊急時医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</p>	<p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急機能の強化を図ることについて、関係市町に対し助言するものとする。</p> <p><b>第17節 被ばく医療体制等の整備</b></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、緊急被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等被ばく医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他の社会的影響等を考慮し、県において必要と認められた場合に限り）に対処できるように同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1 緊急被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正</p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時被ばく医療活動マニュアル等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材等の整備</p> <p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>被ばく医療設備等の整備状況（資料2-10-1）参照</p> <p>(2) 資料の収集、整理</p> <p>県は、被ばく医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。</p> <p>3 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、被ばく医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定められておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>4 被ばく医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（指針の表現を反映）</li> <li>・誤記修正</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の簡素化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・誤記修正</li> <li>・修正について追加</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後段で記載のため削除</li> <li>・記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>



現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 広域的な被ばく医療体制の構築</p> <p>県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>県は、国と協力し、被ばく医療体制の構築、被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>5 広域的な被ばく医療体制の構築</p> <p>県は、国と協力し、被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外で必要とされる地域（以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」とする。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>①県は、PAZを含む市町等と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>②県及びPAZを含む市町等は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたり、対象となる住民向けに安定ヨウ素剤の予防服用に関する説明会を開催し、医療に係る事項については、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>③県及びPAZを含む市町等は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>なお、説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとし、歩行困難である等やむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>安定ヨウ素剤に係る対応を追加</li> <li>意見 No.138,139 反映</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(追加)</p> <p>第18節 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえ、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>続きを併せて準備するものとする。 これらの説明会においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師に医師を補助等させるなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>④ 県及びP A Zを含む市町等は、住民に事前配布した安定ヨウ素剤について、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布できる体制を構築するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布の仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>① 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。なお、事前配布を希望しない者がいる場合や地域の実情により事前配布に代えて緊急配布の措置を講じる必要があると認められる場合については、これを考慮の上で配布場所等を定めるものとする。</p> <p>おつて、備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに更新を行うものとする。</p> <p>② 県は、関係市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>(3) 副作用に係る体制の整備</p> <p>県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第18節 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえ、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たっては、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定ヨウ素剤に係る対応を追加</li> <li>意見No.1, 168 反映</li> <li>意見No.131 反映</li> <li>記載の適正化</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確保かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p><b>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p><b>第20節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</b></p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射性物質及び放射線の特性に関すること</li> <li>② 原子力発電所の概要に関すること</li> <li>③ 原子力災害とその特性に関すること</li> <li>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</li> <li>⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</li> <li>⑦ 災害時要援護者への支援に関すること</li> <li>⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること</li> </ol>	<p>(2) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確保かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p><b>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p><b>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</b></p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射性物質及び放射線の特性に関すること</li> <li>② 原子力発電所の概要に関すること</li> <li>③ 原子力災害とその特性に関すること</li> <li>④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方や放射線防護に関すること</li> <li>⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること</li> <li>⑦ 要配慮者への支援に関すること</li> <li>⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること</li> </ol>	<p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 文章との整合</p> <p>・ 結果の解釈の仕方に ついて追加</p> <p>・ 意見 No.86 反映</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>⑨避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実を努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めることと、被災時の男女のニーズのの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が住民等に向けて実施する、指定をした避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。</p> <p>(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第2.1節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(1) 他機関の行う研修の活用</p> <p>県は、<u>原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 研修の実施</p> <p>県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、<u>県は、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①原子力防災体制及び組織に関すること</li> <li>②原子力発電所の概要に関すること</li> <li>③原子力災害とその特性に関すること</li> <li>④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</li> <li>⑤緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること</li> </ol>	<p>⑨避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実を努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることと</u>、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した避難所等以外に住民が避難した場合に、<u>市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。</u></p> <p>(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、<u>県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2.1節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(1) 他機関の行う研修の活用</p> <p>県は、<u>国と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 研修の実施</p> <p>県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、<u>研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①原子力防災体制及び組織に関すること</li> <li>②原子力発電所の概要に関すること</li> <li>③原子力災害とその特性に関すること</li> <li>④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</li> <li>⑤緊急時モニタリングの実施方法、機器及び気象予測や大気中拡散予測の活用を</li> </ol>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・意見 No.87 反映</p> <p>・意見 No.206 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.207 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の簡素化</p> <p>・拡散予測等の活用を</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること  ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること  ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること  ⑨放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること  ⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>第 2 2 節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p> <p>県は、国、原子力事業者、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のようないかな防炎活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練  ②対策拠点施設への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練  ③緊急時通信連絡訓練  ④緊急時モニタリング訓練  ⑤緊急時予測システム情報の活用訓練  ⑥被ばく医療訓練  ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練  ⑧周辺住民避難訓練  ⑨人命救急活動訓練</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原炎法第 1 3 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、被ばく医療等に関して県が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防炎活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p>	<p>用に関すること  ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること  ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること  ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること  ⑨被ばく医療（応急手当を含む）に関すること  ⑩その他緊急時対応に関すること</p> <p>第 2 2 節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p> <p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のようないかな防炎活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練  ②対策拠点施設等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練  ③緊急時通信連絡訓練  ④緊急時モニタリング訓練  ⑤気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練  ⑥被ばく医療訓練  ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練  ⑧周辺住民避難訓練  ⑨人命救急活動訓練</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原炎法第 1 3 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、被ばく医療等に関して県が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防炎活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p>	<p>追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 実践的な訓練の工夫と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の工夫</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会及び原子力事業者の協力を受けて作成した複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオの採用、参加者にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上に繋がる実践的なものとなるように工夫することとする。</p> <p>(2) 訓練の事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組みものとする。</p> <p>(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第23節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置</p> <p>東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。</p>	<p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 実践的な訓練の<u>実施</u>と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の<u>実施</u></p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会及び原子力事業者の協力を受けて作成した複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオの採用、参加者にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上に繋がる実践的なものとなるように工夫することとする。</p> <p>(2) 訓練の事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組みものとする。</p> <p>(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第23節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置</p> <p>東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 航空自衛隊の措置</p> <p>航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。</p> <p>航空自衛隊が実施する措置（資料2-14-1）参照</p> <p>第2.4節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第2.5節 災害復旧への備え</p> <p>県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。</p>	<p>(2) 航空自衛隊の措置</p> <p>航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。</p> <p>航空自衛隊が実施する措置（資料2-14-1）参照</p> <p>第2.4節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第2.5節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p> <p>県は、国、関係市町、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。</p>	<p>・意見 No.158 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・文章との整合</p> <p>・記載内容の明確化</p>